

# かわらばん

一般社団法人 岩手県産業廃棄物協会  
TEL019-625-2201 FAX019-624-1920  
URL : <http://www.iwatesanpai.or.jp>



## 一般社団第1回定時総会



## エコアクション21

5月17日(金) ホテルメトロポリタン盛岡において一般社団法人として第1回定時総会を開催し、100名余りの会員・来賓の方々にご出席いただきました。

門脇会長から「一般社団法人として第1回目の記念すべき総会を開催することになった。自律的で透明な事業展開を目指したい。」という挨拶をいただきました。

議長には関根信様が選任され議案の審議に入り、決算など順次審議され、異議なく承認可決されました。

総会終了後は来賓の方々にもご臨席をいただき懇親会を開催し、会員相互の親睦を深める中、盛会のうちに幕を閉じました。

当協会が認証取得したエコアクション21の取組みが2年目に入っています。この制度は、環境省が策定したガイドラインに基づき、地球温暖化対策を目指した取組みを行う事業者を審査し、認証・登録する制度です。

去る3月に中間審査を通過しました。本格的な省エネ、省資源、廃棄物削減等の取組みを進めて参ります。

大震災で認証を継続できなかった事業者が沢山あったようです。持続可能な社会を構築するために皆様も一緒に取り組みましょう。



## 新役員決定!

**会長** (任期はH27年度定時総会まで)  
門脇 生男 北日本油設(株) (奥州市・再任)

**副会長**  
中道 法子 (株)北日本環境保全 (北上市・再任)  
濱田 博 (有)岩手環境事業センター (北上市・新任)  
中村 之浩 (有)中村解体 (一関市・新任)

**新任理事**  
菅原 能興 EC 南部コーポレーション(株) (奥州市)  
千葉 智英 (株)スパット北上 (北上市)  
新沼 学 (株)岩手環境保全 (大船渡市)  
吉田 義光 ニッコー・ファインメック(株) (一関市)  
遠藤 忠志 (一社)岩手県建設業協会  
吉田 茂 協会事務局長 **専務理事**

**新任監事**  
佐々木信雄 (株)東北油化 (盛岡市)



## フロン法改正

フロン回収破壊法が改正される動きがあります。法律名を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、フロン類の製造から廃棄までの包括的な対策を講ずることがねらいのようです。

2015年4月の施行となることが想定されます。  
・業務用冷凍空調機器の管理者・ユーザーに対し、フロン類の漏えい防止のための適切な設置、点検、故障時の迅速な修理等の適切な管理に取組むことを求める。また、一定の要件に該当するユーザーには、フロン類の漏えい量の年次報告が義務付けられる。  
・業務用冷凍空調機器に使用されるフロン類の充填業の登録制を再生業の許可制とする。現行の「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」とし、フロン類の充填行為(整備時の冷凍空調機器への冷媒フロン類の補充等)は登録業者のみができることとする。



## 小型家電リサイクル法施行

小型家電リサイクル法が4月1日から施行されました。

県内では、盛岡市、葛巻町、花巻市、大槌町で回収を始める動きがあります。

家電リサイクル法対象の冷蔵庫やテレビなど4品目以外の使用済小型電子機器である携帯電話、デジカメ、ゲーム機など9品目を消費者から回収し貴金属などを取り出す仕組みです。都市に眠る貴金属やレアメタルなどが海外へ流出するのを食い止める狙いもあります。

国の認定事業者になれば廃棄物処理業の許可が不要で、再資源化事業計画に記載された委託先の事業者まで廃棄物処理業の許可なしで破碎・選別等の方法により再資源化を行うことができます。

対象区域は隣接する3都府県以上の区域で、かつその人口密度が平方メートル当たり千人未満であることが条件で、毎年回収資源量等の報告が義務付けられます。

対象物は一般廃棄物になるため、産業廃棄物処理施設の設置許可のみを取得している事業者は、別途一般廃棄物処理施設の設置許可又は届出が必要になり、再資源化により生じた残渣は産業廃棄物として処理する必要があります。

認定事業者は、認定された再資源化事業計画に記載した回収区域内の市町村から分別した対象物の引取りを求められたときは、引き取らなければならないことになっています。

市町村は、全対象品目の中から集める品目を選んで定めることとなりますので、認定事業者はその選定品目をすべて引き取る必要があります。

回収したものの中から小型家電として再使用可能な機器をリユースすることは可能です。

まだ使用のものを引き取り小型家電として再使用するリユースについては、従来どおり、同法の適用は受けずに行うことができます。(古物営業法などの他法令を遵守する必要があります)

ボックス回収、ステーション回収、清掃工場に持込み、集団回収など、回収方法は、市町村ごとに異なるものと想定されます。

消費者に回収費を負担させると不法投棄が増えると欧州から警告された家電リサイクル法が何とか動いて

いますが、リユースと称して大量輸出につながらないか。リユース・リサイクルの自由市場を阻害しないか。製造メーカーが責任をとらなくてもいいのか。などの議論はあるようです。

回収目標は、平成27年度までに年14万トン(平成23年の年間廃棄量約65万トンの約20% 約1キログラム/人年)とされています。



## 全産連会長表彰

多年にわたる功績が認められ、会員が全国産業廃棄物連合会会長表彰を受賞することになりました。

表彰式は、全国産業廃棄物連合会の定時総会に合わせて6月14日(金)に明治記念館で行われます。

受賞おめでとうございます。今後のさらなるご活躍を期待しております。

### 地方功労者表彰

水本 林(株式会社水本)様

狩野公俊(株式会社環境保全サービス)様

### 地方優良事業所表彰

株式会社カネナカ(代表取締役 山崎巍)様



## 事務局便り

### 【会員の方へお願い】

会員事項に変更があった場合は、「変更届」の提出をお願いします。様式は、協会ホームページ(会員の方へ)からダウンロードできます。

### 【6月行事予定】

14日(金)(公社)全産廃連第3回定時総会

18日(火)第3回理事会

21日(金)青年部会第14回通常総会

### 編集後記

新法人としての総会を終え、心機一転これから本格的な事業展開を目指します。皆様にタイムリーな情報を提供できるように頑張ります。